

多

様々な人々と共に生きよう

～多様性を受け入れ、支えあうまちに～

vol 1 マリア・サマノさん(フィリピン出身)

自分のルーツ探しの夫と共に来日

主人が日系フィリピン人です。第2次世界大戦の混乱の中、主人の母はフィリピンに残された孤児でした。主人は自分のルーツを知るために来日しました。家族と一緒に住むことは大切なことなので、一緒に来日しました。



▲夕食を準備するマリアさん

ダンスが得意

13歳でフィリピンの民族舞踊であるアンパブリッシュフォークダンスを始めました。5カ月後のオーディションで1万人の中から最終選考5人に選ばれました。フィリピンで有名なダンスグループ「ラモン・オブサン・フォークロリク」に所属し、高校の4年間はダンスに明け暮れました。国賓やフィリピン文化を学ぶ学生や観光客の方々の前でパフォーマンスをしました。試験中でも依頼があれば、パフォーマンスをしました。世界ツアーのパフォーマンスに招待されましたが、私がまだ幼いという理由で母が許可せず、断念しました。

外国人市民が増えています。このまちの一員として共に暮らし、地域を活性化していく市民としてお互いの文化を認めあい理解を深めるため、外国人市民の皆さんの豊岡での暮らしなどを紹介します。

《問合せ》政策調整課 ☎21-9022

豊岡の人はおおらかで親切

豊岡の印象は、人がおおらかで、親切であるということと、買い物したものを自転車のかごに置いたままにしている、盗る人がいないということです。

家族仲よく暮らせて幸せ

フィリピンでは仕事をしながら家事をしていました。両親が近くに住んでいなかったため、子どもが幼いときは本当に大変でした。来日して1年は、子どもたちはフィリピンで生活をしていました。病気だと聞いてもすぐにはフィリピンに帰ることができず、とても辛かったです。私の父は早くに亡くなり、母子家庭で金銭的な余裕がなく、とても苦労しました。贅沢はできませんが、今は家族全員で仲良く暮らしている、とても幸せです。



▲13歳当時のマリアさん

(インタビュー：NPO法人にほんご豊岡あいうえお)

指定管理者を募集

市立体育施設

▼募集施設

▽市民体育館(※)および総合体育館▽豊岡総合スポーツセンター▽竹野B&G海洋センター(※)および竹野中央公園▽日高文化体育館▽植村直己記念スポーツ公園▽但東スポーツ公園▽但東中央体育館(※)

▼申込期間 9月1日(水)～30日(木)

▼指定期間 2022年4月1日～27年3月31日(※の施設については26年3月31日まで)

※現地見学会、申込方法などの詳細は市ホームページを確認または問合せ
《申込み・問合せ》スポーツ振興課 ☎21-9023

市立竹野多目的屋内運動広場

▼所在地 竹野町須谷483番地

▼申込期間

9月1日(水)～30日(木)
▼指定期間 2022年4月1日～27年3月31日

※詳細は高年介護課にある募集要項(市ホームページにも掲載)を確認または問合せ
《申込み・問合せ》高年介護課 ☎24-2401

市立日高東部健康福祉センター

▼所在地 日高町堀809番地

▼申込期間 9月1日(水)～30日(木)

▼指定期間 2022年4月1日～27年3月31日
※詳細は社会福祉課にある募集要項(市ホームページにも掲載)を確認または問合せ
《申込み・問合せ》社会福祉課 ☎24-7032

※掲載している情報は編集時点(8月12日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

災害時にも役立つ! 再生可能エネルギーの利用を促進 事業用太陽光発電システムの設置を補助



「とよおかの里」の太陽光発電システム

脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの利用を促進するため、事業者用太陽光発電システムの設置費用の一部を予算の範囲内で補助します。

▶対象要件

- ▷申込み時点で未着工であること
- ▷市内の事業所、店舗、営業所、倉庫等の屋根およびその敷地内に設置すること
- ▷登録業者と施工契約を締結すること
- ▷電力会社と電力受給契約を締結すること
- ▷50kW未満の設置であること
- ▷2022年3月末までに実績報告書を提出できること
- ▷発電した電気は事業所等で自家消費し、余剰電力を電力会社に売電できるシステムであること
- ▷補助対象経費が1kW当たり45万円以下(税別)のシステムであること

太陽電池出力1kW当たり

補助金額 **3万円**
ただし、10kWを超える太陽光発電にあっては補助上限を10kWとする。

▶申込み 市ホームページ(くらし>ごみ・環境>環境>補助制度)にある申請書を提出

《申込み・問合せ》生活環境課地球温暖化防止対策室 ☎21-9136

太陽光発電システム設置等の相談(県の窓口)
再生可能エネルギー相談支援センター
☎078-735-7744

屋外広告物・景観の手続き

《問合せ》都市整備課 ☎23-1712

屋外広告物を掲出するには
許可申請が必要です!

屋外広告物とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、貼り紙、広告塔、広告板、のぼり旗などをいいます。

屋外広告物を掲出する場合には、市条例に基づくルールを守り、市へ許可申請を行う必要があります。広告物の種類によって許可期間と申請手数料が定められています。屋外広告物を掲出する際には、事前に都市整備課に相談し、手続きを行ってください。

なお、原則、道路上には、屋外広告物を掲出することはできませんので注意してください。

良好な景観の形成のため
一定規模の行為には届出が必要です!

本市では市全域を「景観計画区域」とし、良好な景観形成のため景観条例を制定しています。

景観に大きな影響を与えることが想定される比較的大きな建築物、工作物、開発行為等については、行為の規模に応じて届出が必要となります。

なお、出石城下町地区、城崎温泉地区、江原駅東地区の景観形成重点地区については、小規模な行為でも景観に与える影響が大きいため、原則、全ての行為を届出対象行為としています。

